

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7年 2月13日

福島県南会津建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第24-41360-0240号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（交付）工事（防雪）
質 問 事 項	
<p>1. 設計図書に示されていない基礎杭の鉄筋加工ヤードは、福島県工事請負契約約款第16条により発注者が製作ヤードを確保するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合は鉄筋加工ヤードから施工箇所までの鉄筋カゴの運搬が新たに必要となることから変更協議が可能という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2. 場所打ち杭の掘削作業時の巨石・転石が確認され、掘削作業に遅れが生じた場合は、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づく変更協議が行われるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>3. 特記仕様書P.6の「第10章7中間検査に関すること」に不可視部分の工事として場所打ち杭が指定されておりますが、今回の工事は杭頭部のコンクリートは取り壊さないで埋戻す計画となっております。実施時期に記載されている「施工が完了」とは埋戻す前ということでしょうか。また、「配筋が完了」とは鉄筋カゴの製作完了時ということでしょうか。</p> <p>4. 特記仕様書P.19の「第24章」は、本工事の施工にあたり該当しないとなっておりますが、本工事の場所打ち杭は重要構造物の基礎となるものであり、構造物を主体とする工事であることから、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」の「V」に則り、受注者からの申し出により三者協議会が開催できると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>5. 横断図の工事用道路内に防護柵が描かれていますが、現場には存在しません。安全管理上必要な際は、変更計上可能でしょうか。</p> <p>6. 施工内訳表、場所打ち杭工φ2000のF0070補強リング曲げ加工費は、「等辺山形鋼30kg以上55kg未満 30kg未満 リング溶接含む」とありますが30kg未満は記載ミスと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>7. 工事に伴い山側に設置してある既設の排水路を撤去しますが、代替機能を果たすべき仮排水路工について変更計上可能でしょうか。</p>	

8. BL8～BL14 間に東北電力柱があり移設が必要となりますが、特記仕様書に示されている支障柱の移設が遅延したことが原因で、設計図書に示された工期が確保できない場合で、仮に降雪前に工事を完成させなければならない場合は受注者の責によらない工期の短縮が必要となりますが、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づく変更協議が行われるという理解でよろしいでしょうか。
9. 既設舗装版取壊し後及び場所打ち杭埋戻し後の交通開放時における路盤工とメンテナンス費用について変更計上可能でしょうか。

回 答 事 項

1. 基礎杭の鉄筋加工ヤードについては、数カ所の県有地を予定しております。なお、加工ヤードから施工箇所までの運搬費用については、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り変更協議対象とします。
2. 場所打ち杭の掘削作業時の巨石・転石が確認され、掘削作業に遅れが生じた場合は、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき変更協議の対象とします。
3. ご認識のとおりです。
4. 受注者からの申し出があった場合は、三者協議会を開催します。
5. 工所用道路内の防護柵設置については、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り変更協議対象とします。
6. 施工内訳表、場所打ち杭工φ2000 の F0070 補強リング曲げ加工費は、等辺山形鋼 30kg 以上 55kg 未満です。30kg 未満の表記については、設計書を訂正します。詳細については、「設計図書の訂正について」をご確認ください。
7. 工事に伴う仮排水路の設置については、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り変更協議対象とします。
8. 支障柱については、5 月までの移設で協議しています。なお、積雪状況等の影響により支障柱の移設が遅延した場合は、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき変更協議の対象とします。
9. 交通開放時における路盤工等のメンテナンス費用については、福島県工事請負契約約款第 18 条に則り変更協議対象とします。